

第 1 1 号議案

ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 8 年ふじみ野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(8) 管理不全空家等 法第 1 3 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。

第 6 条（見出しを含む。）中「特定空家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

第 8 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 1 3 条の見出しを「（措置命令）」に改め、同条中「第 1 4 条第 3 項の措置を命じる」を「第 2 2 条第 3 項の規定による命令をする」に改める。

第 1 4 条中「特定空家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。